

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告を次のとおり公表する。

令和8年7月16日

盛岡市監査委員	菊 田 隆
同	小 畑 真
同	瀬 川 光 夫
同	八木橋 美 紀

第1 準拠基準

盛岡市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第 199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象部局等

上下水道局及び市立病院事務局

2 対象範囲

令和7年度の事務の執行及び経営に係る事業の管理に関すること。

なお、必要があると認める場合は、令和8年度又は令和6年度以前も対象とした。

第4 監査の着眼点

収入事務、委託契約事務及び指定管理者による管理運営事務並びに補助金交付事務を重点項目としたほか、各監査対象機関におけるリスクを抽出し、事務の執行及び経営に関する事業の管理が、法令等に基づき適正に行われているかについて、合規性や正確性に加え、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点に着眼して実施した。

第5 監査の主な実施内容

実施通知に基づき提出された監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、通常実施すべき監査手続によりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

1 上下水道局

監査の期間 令和8年4月8日～令和8年7月16日

監査対象機関	実地監査期日及び場所
総務課、経営企画課、給排水課	令和8年5月8日から同年5月13日まで 上下水道局 3階 302会議室
水道建設課、水道維持課、 下水道整備課	令和8年5月14日から同年5月19日まで 上下水道局 3階 302会議室
浄水課	令和8年5月20日 新庄浄水場 3階 会議室
下水道施設管理課	令和8年5月21日 下水道施設管理課 2階 会議室
玉山事務所	令和8年5月22日 玉山総合事務所 2階 201会議室

2 市立病院事務局

監査の期間 令和8年5月1日～令和8年7月16日

監査対象機関	実地監査期日及び場所
総務課、医事課	令和8年6月4日から同年6月9日まで 市立病院 2階 会議室

第7 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

I 上下水道局

浄水課

【指摘事項】

- 1 上下水道局の土地の使用に係る行政財産使用料の徴収に当たり、未納者に対して督促状を発行していなかったことから、適正な事務の執行を求める。
なお、上下水道局として、市外在住者など、盛岡市上下水道局収納取扱金融機関に出向くことが困難な納入義務者も、期限内に納付可能な環境整備に向けた検討を求める。

II 市立病院事務局

総務課

【指摘事項】

- 1 市立病院の施設及び駐車場の使用に係る行政財産使用料の徴収に当たり、基本使用額等に加算すべき消費税の算定に誤りがある事例が見られたことから、適正な事務の執行を求める。

医事課

【指摘事項】

- 1 医業未収金回収業務委託の委託料算出に当たり、契約書の記載と異なる方法で計算した報告書を受理及び完了確認を行い、委託料を過少に支出している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 臨床検査業務委託（総合検査）（単価契約）において、一部項目の見積単価が予定価格の単価を上回っているにも関わらず、見積単価で契約を締結していたことから、適正な事務の執行を求める。
- 3 ポケット線量計校正業務委託において、予定価格決定書を税込金額と税抜金額が整合しない金額で作成し、予定価格を決定していたことから、適正な事務の執行を求める。
- 4 医師意見書作成料の請求に当たり、「新規・在宅」の区分（5,000円）で請求すべきところを、「新規・施設」の区分（4,000円）により請求している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。